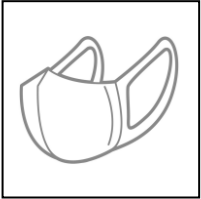


商標審査基準改訂案

商標法 3 条 1 項柱書

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
二、第 3 条第 1 項柱書 6. 立体商標について (7)商標としての「使用」が当然に想定し得ない場合 【商標登録を受けようとする商標】  【立体商標】 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 【第 1 0 類】 【指定商品(指定役務)】<u>衛生マスク，医療用手袋</u> (解説) この場合、衛生マスク以外の指定商品が当該立体的形状を採ることは想定し得ず、かつ、広告として使用されることも当然に想定し得ないから、本項柱書の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「衛生マスク」のみに補正する必要がある。	二、第 3 条第 1 項柱書 6. 立体商標について (7)商標としての「使用」が当然に想定し得ない場合 【商標登録を受けようとする商標】  【立体商標】 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】 【第 5 類】 【指定商品（指定役務）】<u>薬剤，衛生マスク</u> (解説) この場合、衛生マスク以外の指定商品が当該立体的形状を採ることは想定し得ず、かつ、広告として使用されることも当然に想定し得ないから、本項柱書の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「衛生マスク」のみに補正する必要がある。

<改訂理由>

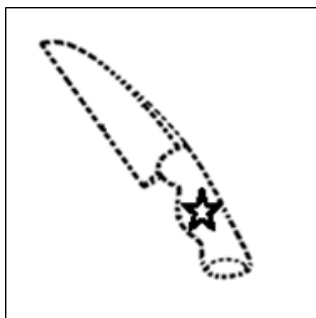
国際分類の改訂（「一般の人々により着用されるウイルスを防ぐためのマスク（あるいは花粉症を防ぐために花粉を防ぐマスク）は、医療的な機能を持つもの」とみなされ、第 1 0 類に分類されることが決定）に伴い、商標法施行規則別表において掲載されている「衛生マスク」が第 5 類から第 1 0 類に類移行したため、【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】の区分記載を【第 1 0 類】に修正する。また、第 3 条第 1 項柱書の拒絶理由の対象となる「衛生マスク」以外の指定商品表示を「衛生マスク」と同じ第 1 0 類に属する商品である「医療用手袋」に修正する。

11. 位置商標について

(1) 位置商標と認められない例

(ウ) 位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の側面中央部分に付された星形の図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品(指定役務)】 はさみ類、包丁類、すみつぼ類

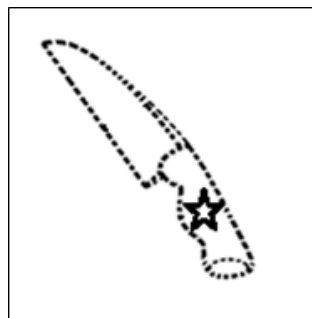
(解説) この場合、商品「はさみ類、すみつぼ類」には包丁の柄に相当する位置を特定することができないから、第3条第1項柱書の要件を満たさない旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「包丁類」のみに補正する必要がある。

11. 位置商標について

(1) 位置商標と認められない例

(ウ) 位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の側面中央部分に付された星形の図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品(指定役務)】 はさみ類、包丁類、刀剣、すみつぼ類

(解説) この場合、商品「はさみ類、すみつぼ類」には包丁の柄に相当する位置を特定することができないから、第3条第1項柱書の要件を満たさない旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「包丁類、刀剣」のみに補正する必要がある。

<改訂理由>

【商標の詳細な説明】において「包丁の柄」と記載しているが、【指定商品(指定役務)】中「はさみ類」「すみつぼ類」のみならず「刀剣」についても「包丁の柄」は存在しないため、【指定商品(指定役務)】から「刀剣」の表示を削除するとともに、(解説)の記載中の「刀剣」を削除する。

※「はさみ類」「すみつぼ類」に引いてある下線は、改訂部分を表示するものではない。

商標法 4 条 1 項 18 号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
商品等(商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。)が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標	商品等(商品若しくは商品の包装又は役務をいう。第二十六条第一項第五号において同じ。)が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標
商標法施行令 <u>第一条の二</u> 商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音(役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音)とする。	商標法施行令 <u>第一条</u> 商標法第四条第一項第十八号及び第二十六条第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音(役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音)とする。

<改訂理由>

改正条文（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年 11 月 29 日政令第 338 号））に差し替える。

商標法 6 条

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
4. 第 6 条第 1 項及び第 2 項の要件を具備しない場合 指定商品又は指定役務の表示が不明確で、かつ、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できないときは、第 6 条第 1 項及び第 2 項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。 (例 1) 複数の区分に属する可能性のある商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。 <u>第 10 類</u>「衛生マスク及びその類似商品」 第 40 類「廃棄物の処理及びその関連役務」 (解説)「その類似商品」、「その関連役務」の表示は、複数の区分に属する可能性があり、不明確である。 第 7 類「機械器具」 (解説)「機械器具」の表示は、例えば、第 10 類「医療用機械器具」や第 11 類「冷凍機械器具」等も考えられるため、不明確である。 第 37 類「機械器具の貸与」 (解説)「機械器具の貸与」の表示は、例えば、第 39 類「包装用機械器具の貸与」や第 40 類「化学機械器具の貸与」等も考えられるため、不明確である。	4. 第 6 条第 1 項及び第 2 項の要件を具備しない場合 指定商品又は指定役務の表示が不明確で、かつ、政令で定める商品及び役務の区分に従ったものと判断できないときは、第 6 条第 1 項及び第 2 項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知する。 (例 1) 複数の区分に属する可能性のある商品又は役務を以下のような表示をもって指定商品又は指定役務とするもの。 <u>第 5 類</u>「衛生マスク及びその類似商品」 第 40 類「廃棄物の処理及びその関連役務」 (解説)「その類似商品」、「その関連役務」の表示は、複数の区分に属する可能性があり、不明確である。 第 7 類「機械器具」 (解説)「機械器具」の表示は、例えば、第 10 類「医療用機械器具」や第 11 類「冷凍機械器具」等も考えられるため、不明確である。 第 37 類「機械器具の貸与」 (解説)「機械器具の貸与」の表示は、例えば、第 39 類「包装用機械器具の貸与」や第 40 類「化学機械器具の貸与」等も考えられるため、不明確である。

<改訂理由>

国際分類の改訂（「一般の人々により着用されるウイルスを防ぐためのマスク（あるいは花粉症を防ぐために花粉を防ぐマスク）は、医療的な機能を持つもの」とみなされ、第 10 類に分類されることが決定）に伴い、商標法施行規則別表において掲載されている「衛生マスク」が第 5 類から第 10 類に類移行したため、(例 1)における第 5 類「衛生マスク及びその類似商品」を第 10 類「衛生マスク及びその類似商品」に修正する。

商標法第 68 条の 9、10、11、12、13、15、16、17、18、20 及び 28

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
第六十八条の十六 国際商標登録出願についての第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「<u>商標法第六十八条の二第五項</u>に規定する国際事務局」とする。 2 国際商標登録出願については、第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第五項から第七項までの規定は、適用しない。	第六十八条の十六 国際商標登録出願についての第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「<u>商標法第六十八条の三第一項</u>に規定する国際事務局」とする。 2 国際商標登録出願については、第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第五項から第七項までの規定は、適用しない。

<改訂理由>

改正条文（不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和 5 年 6 月 14 日法律第 51 号））に差し替える。